資　料　６

使用料体系の検討

収支シミュレーションに基づき、本市として経費回収率 100%を達成・維持するための基準改定率（平均 21.0%増）を前提とした場合、単に一律値上げ（均等改定）を行うだけでなく、構造変化を踏まえた**「収入の安定化」**や**「利用者の公平性」**を担保するため、どのような体系パターンが適切であるか、６つのパターンから比較検討を行います。

1. 使用料体系パターン比較の視点

構造変化を踏まえた使用料体系の検討に当たっては次の３つの視点による整理が必要となります。

(1)基本使用料と従量使用料の負担関係

(2)基本水量引き下げ（または廃止）の要否

(3)従量使用料の中での負担関係

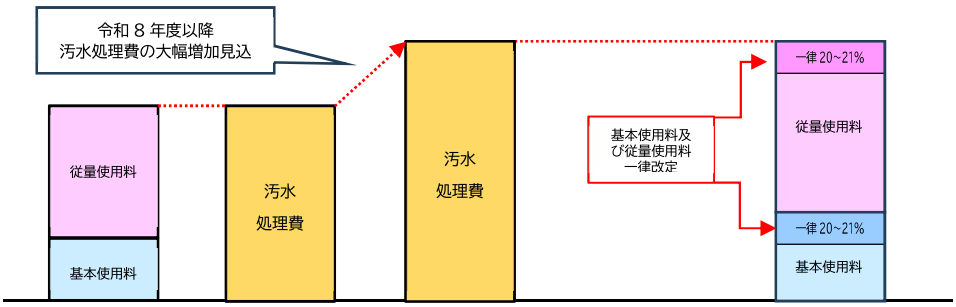
2. 検討対象とする６つの使用料体系パターン

(1)【改定案①】均等改定案（一律 21%引上げ）

現行の使用料体系は変えず、一律に 21%を上乗せする改定方法です。

大口への依存度が変わらないことと、節水型社会の進展によって有収水量が想定以上に減少した場合、必要な原価を回収しきれず再び経営状況が悪化するリスクがあります。

図表１　改定案① イメージ図

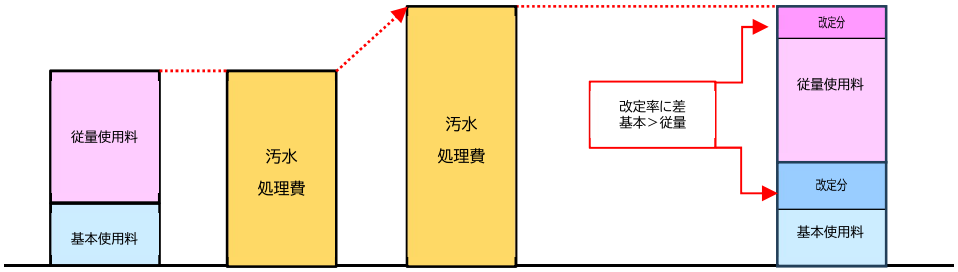


(2)【改定案②】基本使用料の比率増案

現行の体系（10 ㎥の基本水量含む）を維持しつつ、将来の構造変化（小口世帯数増・大口水量減）を考慮して基本使用料の比率を高めた方法です。

水量の変動に左右されない固定的な収入の割合が増えるため、経営状況の悪化リスクが抑制される反面、小口利用者間における負担の差がさらに拡大する恐れがあります。

図表２　改定案② イメージ図

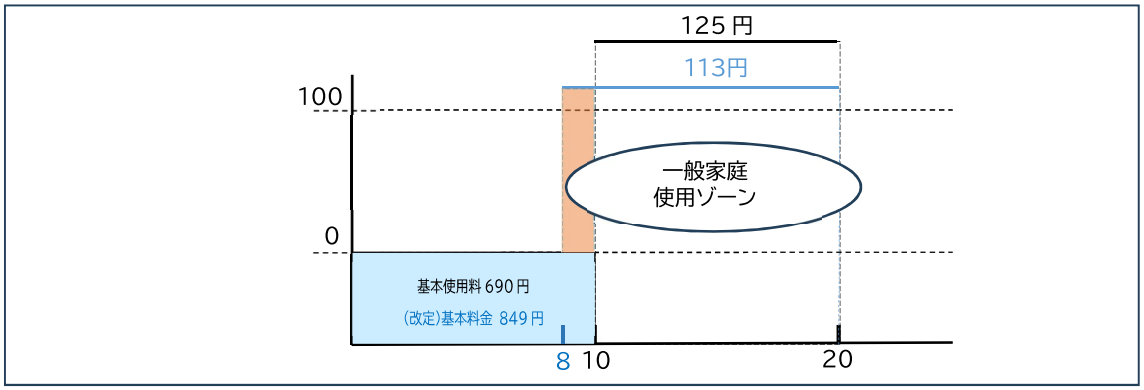


(3)【改定案③】基本水量引き下げ案（１０㎥→８㎥）

改定案②から、基本使用料を現行の 690 円から 849 円に引き上げた上で、「基本水量 10 ㎥」を含んだ基本使用料体系から「基本水量 8 ㎥」を含んだものへ引き下げる方法です。

近年の他自治体における改定事例や水道料金算定要領等において求められる「基本水量の縮小」に応じた考え方ですが、経営状況の悪化リスクの抑制のため、水量の変動に左右されない固定的な収入の割合を高めつつも、特に 1 か月の使用量が 8 ㎥を超える小口利用者の負担感が大きくなることが懸念されます。

図表３　改定案③ イメージ図

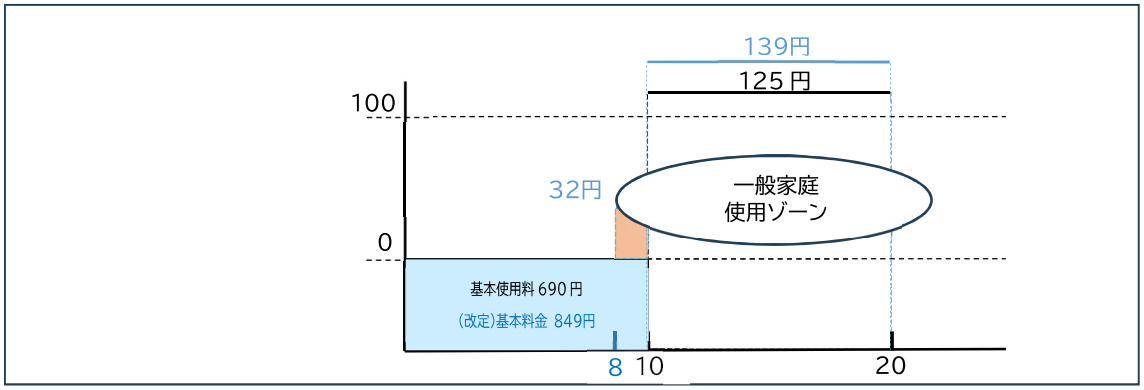


(4)【改定案④】基本水量引き下げ案（１０㎥→８㎥）（「9～10 ㎥」区分の従量使用料引き下げ）

改定案③と同様に基本使用料の引き上げたものをベースとしつつ、「9～10 ㎥」区分の従量使用料（単価）を 32 円と低額に設定する方法です。

改定案③と同様に経営状況の悪化リスクの抑制のため、水量の変動に左右されない固定的な収入の割合を高めつつも、「9～10 ㎥」区分の単価を低額に抑えることによって、水の使用量が少ない小口利用者の家庭の負担増を緩和できる効果が見込まれます。

図表４　改定案④ イメージ図

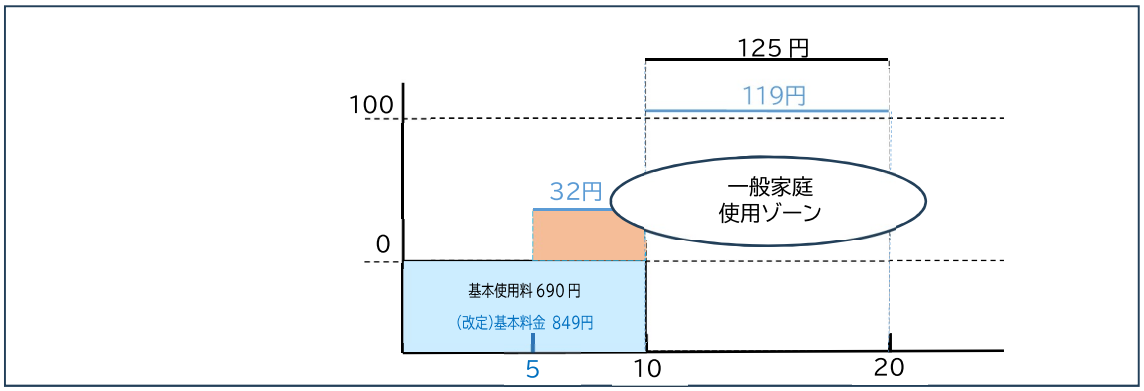


(5)【改定案⑤】基本水量引き下げ案（１０㎥→5 ㎥）（「6～10 ㎥」区分の従量使用料引き下げ）

改定案④からさらに「基本水量８㎥」を「基本水量５㎥」へ引き下げ、6～10 ㎥区分を新設する方法です。本市の基本水量である１０㎥に満たない使用者の平均である５㎥に引き下げたものです。

本案は、6～10 ㎥区分の負担が改定案③、④よりも増加しますが、10～20 ㎥区分の負担が抑えられます。なお、改定案③、④における８㎥～１０㎥までの利用実態にあたる世帯数は水道局で把握しておりますが、５㎥～７㎥の細かな部分までは把握できてないのが現状です。また、こうした区分設定につきましては、他自治体の実績もこれまでありません。

図表５　改定案⑤ イメージ図

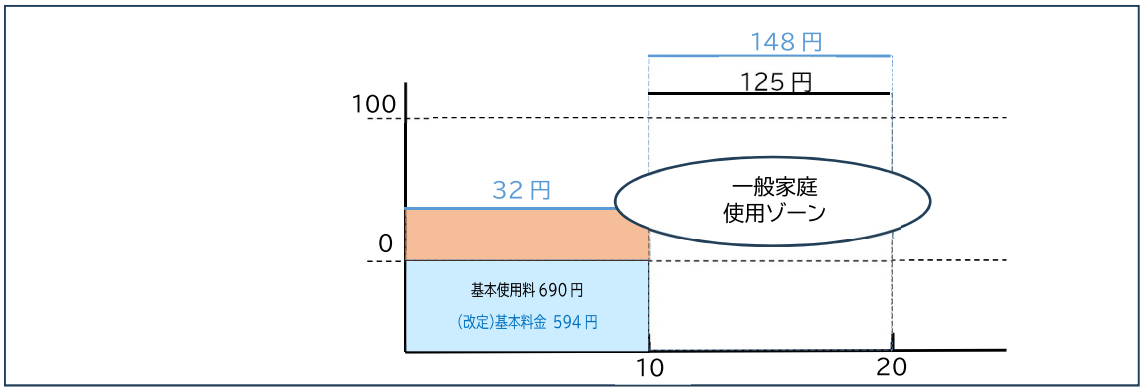


(6)【改定案⑥】基本水量廃止案（1～10 ㎥区分新設）

現行の基本水量（10 ㎥定額枠）を廃止して、基本使用料を現行の 690 円から 594 円に引き下げるとともに、「1～10 ㎥」区分を新設し、使った分に応じた 1 ㎥から使用の対価を徴収する（従量料金体系へ移行する）方法です。

日本下水道協会の提唱する体系に沿ったもので、一般家庭使用ゾーンにあたる 20 ㎥前後の利用者の負担がやや大きくなることが懸念されるものの、節水努力の効果が直接反映されるとともに、基本使用料を引き下げることが可能となります。

図表６　改定案⑥ イメージ図



図表７　改定案別 使用料表

単位：円／1か月（税抜き）

種類		排水量	現行	改定案①	改定案②	改定案③	改定案④	改定案⑤	改定案⑥
基準改定率		－	－	21.0%	21.0%	21.0%	21.0%	21.0%	21.0%
一般用（円）	基本使用料	－	690	835	849	849	849	849	594
	従量使用料 1㎥につき	5㎥まで	0	0	0	0	0	0	32
		5㎥を超え 8㎥まで	0	0	0	0	0	32	32
		8㎥を超え 10㎥まで	0	0	0	113	32	32	32
		10㎥を超え 20㎥まで	125	152	149	113	139	119	148
		20㎥を超え 30㎥まで	162	197	193	192	192	192	192
		30㎥を超え 50㎥まで	162	197	193	192	192	192	192
		50㎥を超え 100㎥まで	210	255	250	249	249	249	249
		100㎥を超え 200㎥まで	241	292	287	286	286	286	286
		200㎥を超え 500㎥まで	290	351	346	344	344	344	344
		500㎥を超え 1000㎥まで	324	393	386	384	384	384	384
		1000㎥を超える分	363	440	432	430	430	430	430
浴場用（円）	基本使用料	－	280	339	345	345	345	345	242
	従量使用料 1㎥につき	基本水量を超える分	27	33	33	32	32	32	32

図表８　改定案別 早見表（一般用）

単位：円／1か月（税抜き）

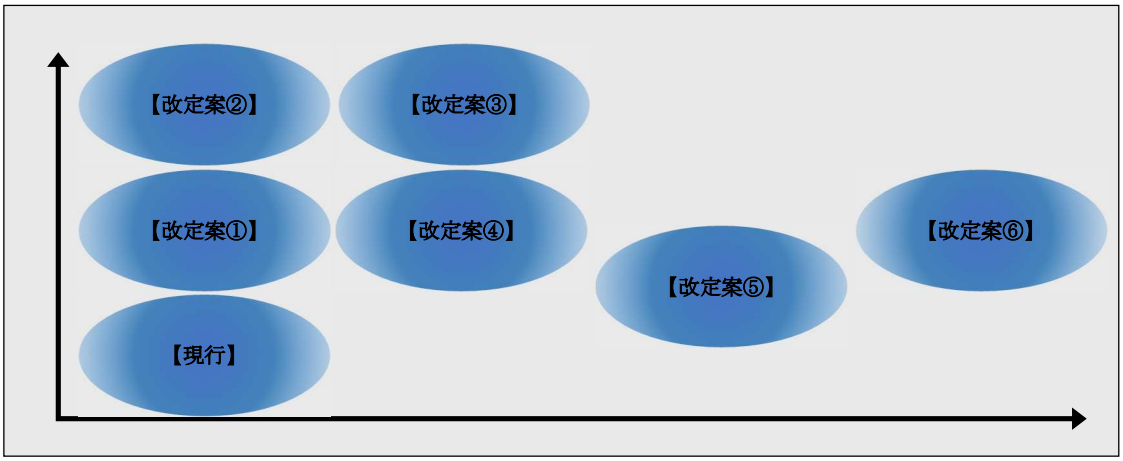
排水量(㎥)	現行	改定案①		改定案②		改定案③		改定案④		改定案⑤		改定案⑥	
		改定後	差額	改定後	差額	改定後	差額	改定後	差額	改定後	差額	改定後	差額
0	690	835	145	849	159	849	159	849	159	849	159	594	▲ 96
5	690	835	145	849	159	849	159	849	159	849	159	754	64
8	690	835	145	849	159	849	159	849	159	945	255	850	160
10	690	835	145	849	159	1,075	385	913	223	1,009	319	914	224
20	1,940	2,355	415	2,339	399	2,205	265	2,303	363	2,199	259	2,394	454
30	3,560	4,325	765	4,269	709	4,125	565	4,223	663	4,119	559	4,314	754
50	6,800	8,265	1,465	8,129	1,329	7,965	1,165	8,063	1,263	7,959	1,159	8,154	1,354
100	17,300	21,015	3,715	20,629	3,329	20,415	3,115	20,513	3,213	20,409	3,109	20,604	3,304
200	41,400	50,215	8,815	49,329	7,929	49,015	7,615	49,113	7,713	49,009	7,609	49,204	7,804
500	128,400	155,515	27,115	153,129	24,729	152,215	23,815	152,313	23,913	152,209	23,809	152,404	24,004
1000	290,400	352,015	61,615	346,129	55,729	344,215	53,815	344,313	53,913	344,209	53,809	344,404	54,004

1 人世帯で月 8 ㎥、2 人世帯で月 14.9 ㎥、3 人世帯で月 19.9 ㎥、4 人世帯で 23.1 ㎥

【水道局が公表している世帯人数別の 1 カ月当たりの平均使用水量】

図表９　評価マップ（イメージ図）

収入の安定性（高）

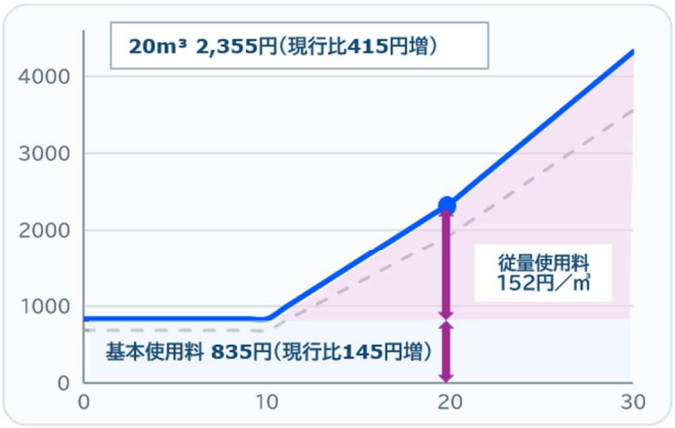


利用者の公平性（高）

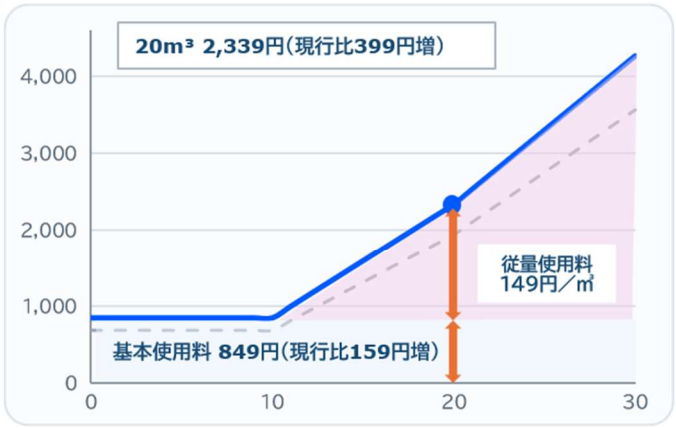
図表１０　下水道使用料改定率の比較

現行料金は各改定案にグレー点線で図示

改定 ①　均等改定案(一律21%引き上げ)



改定 ②　基本使用料の比率増案



改定 ③　基本水量引下げ案(10㎥→8㎥)



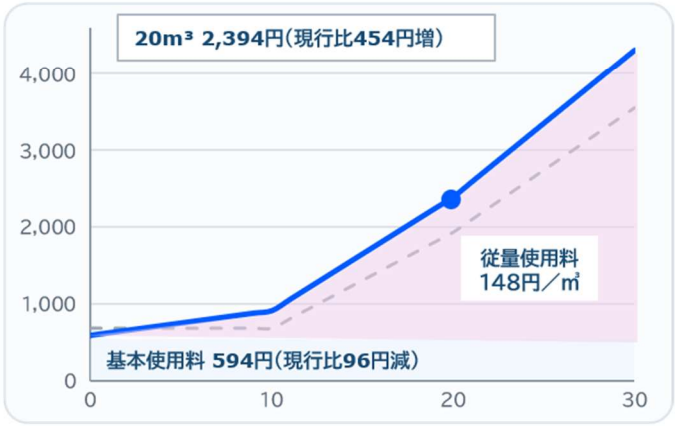
改定 ④　基本水量引き下げ案(10㎥→8㎥)
(「9～10㎥」区分の従量使用料引き下げ)



改定 ⑤　基本水量引き下げ案(10㎥→5㎥)
(「6～10㎥」区分の従量使用料引き下げ)



改定 ⑥　基本水量廃止案(1～10㎥区分新設)



3. 使用料体系パターン比較の論点

(1)基本使用料の改定率は高めるべきか

基本使用料を高めることができれば、水量にかかわらず安定収入を確保することができる一方で、水の使用量が少ない家庭の負担の増大や、小口利用者間における負担の差がさらに拡大する恐れがあります。

この点を踏まえ、基本使用料部分の負担は高めるべきかご意見を伺います。

(2)基本水量は引き下げ（または廃止）するべきか

現在の使用料体系は、基本水量の設定により、0～10 ㎥の従量使用料を 0 円にしていると言い換えることもできますが、結果として 10 ㎥までに収まる利用者間で負担単価の差が生じています。

基本水量を 8 ㎥、5 ㎥へ引き下げること（案③・④・⑤）や、完全に廃止して 1 ㎥からの従量制とすること（案⑥）によって、基本水量を漸進的に解消していくことが適当かについてご意見を伺います。

(3)従量使用料の中の使用料従量区分における負担の変更要否

改定案②や改定案⑥においては、従量使用料区分内（10～1000 ㎥まで）の改定率は概ね均等に設定していますが、改定率を従量使用料区分によって変更することで改定案④や改定案⑤のように特定の区分（10～20 ㎥）に配慮することも考えられます。

一般的には「大口依存脱却のために小口の改定率をより高めるべき」「激変緩和のため小口の改定率を抑えて大口の改定率を高めるべき」「現行の負担関係を維持して均等割合で負担してもらうべき」といった議論が想定されるものであり、本市における使用される規模（使用水量）に応じた改定見直しのあり方についてご意見を伺います。